

## 自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: right;">           国自安第137号            国自旅第217号            国自貨第55号            国自整第161号            平成25年9月17日            一部改正 平成26年 1月24日            一部改正 平成28年11月18日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 令和 2年11月18日  <u>一部改正 令和 7年 2月28日</u> </p> <p>各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月2日)を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによらるたい。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)に従って行うこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">           国自安第137号            国自旅第217号            国自貨第55号            国自整第161号            平成25年9月17日            一部改正 平成26年 1月24日            一部改正 平成28年11月18日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 令和 2年11月18日         </p> <p>各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月2日)を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによらるたい。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)に従って行うこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1. 基本方針

(1) (略)

(2) 事業者に対する監査は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、運行管理者若しくは貨物軽自動車安全管理者又は整備管理者を選任していない、運転者に対して全く点呼を実施していない、営業所に配置している全ての事業用自動車の定期点検整備を実施していない等輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者を優先的に対象とするほか、過去の監査、行政処分等（営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令、事業の停止処分、自動車等の使用停止処分、警告、勧告をいう。以下同じ。）の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的として、効果的に実施するよう努めるものとする。

(3) ～ (5) (略)

2. (略)

3. 監査対象事業者

①～⑩(略)

⑪ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務（貨物自動車運送事業法第15条第1項から第4項まで、第16条第1項又は第20条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。）違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

⑫～⑳(略)

4. ～7. (略)

附 則(略)

附 則(令和7年2月28日 国自貨第678号、国自安第167号、国自旅第306号、国自整第2

33号)

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

1. 基本方針

(1) (略)

(2) 事業者に対する監査は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、運行管理者又は整備管理者を選任していない、運転者に対して全く点呼を実施していない、営業所に配置している全ての事業用自動車の定期点検整備を実施していない等輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者を優先的に対象とするほか、過去の監査、行政処分等（営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令、事業の停止処分、自動車等の使用停止処分、警告、勧告をいう。以下同じ。）の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的として、効果的に実施するよう努めるものとする。

(3) ～ (5) (略)

2. (略)

3. 監査対象事業者

①～⑩(略)

⑪ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務（貨物自動車運送事業法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。）違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

⑫～⑳(略)

4. ～7. (略)

(新設)